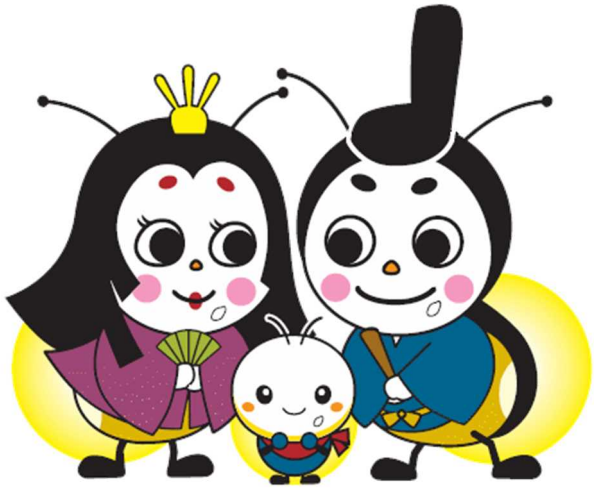
令和８年11月　改訂

せいかつ ほ　ご
生活保護のしおり

～生活保護の申請は国民の権利です～

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、説明したものです。わからないことやご相談のある方は、ためらわずにおたずねください。



まいばらしふくしじむしょ
米原市福祉事務所

（米原市健康福祉部社会福祉課）

ところ　　〒５２１－８５０１

米原市米原１０１６番地

でんわ　　５３－５１２６（直通）

開庁・電話受付時間　午前９時～午後４時45分

1 生活保護制度とは

私たちは、だれでも病気やケガ、または働いても収入が少ないなどの事由により、あらゆる手をつくしても生活費や医療費などに困ることがあります。

このようなとき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する（日本国憲法第２５条「生存権」）とともに、できるだけすみやかに自分自身の力で生活できるように手助けする制度が生活保護です。

生活にお困りの場合は、ためらわずにご相談ください。

2 生活保護の手続きの流れ

1	**相談**	福祉事務所へご相談ください
2	**申請**	生活保護の申請意思がある方は、申請書を提出してください
3	**調査・審査**	申請を受けて、生活状況や収入・資産状況等を調査します
4	**決定**	審査の結果、生活保護の利用の可否をお知らせします 生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まります

1　相談（生活にお困りになったら）

生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護について知りたいなど、お悩みやお困りのことがあれば、ためらわずにご相談ください。お電話でも可能です。

家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他の利用できる制度について、ご案内します。

お聞きした相談内容を、他の人へ話すようなことはありませんので、安心してお話しください。

2　申請（意思があればどなたでも）

生活保護を利用するには、ご本人による申請が必要です。申請したいとの意思がある方はどなたでも、申請ができます。ご事情によりご本人が申請することができないときは、ご親族による申請も可能です。手続きや書類の書き方は、担当者がご案内します。

申請をされた場合、収入や資産の状況、お住まいの状況等を確認できる書類について、ご提出いただきます。

なお、明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても、福祉事務所が職権で保護を開始する場合があります。

3　調査・審査（調査と審査について）

あなたからの申請を受けて、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを審査するため、調査を行います。

調査は申請時だけでなく、生活保護利用中も必要に応じて行います。

○ご自宅への訪問

お住まいの状況の確認や、あなたやご家族の生活状況等をお聞きするため、ご自宅へ訪問します。

生活保護利用中も、担当者が定期的に訪問します。

○資産の取扱い

あなたからの届け出のほか、銀行や生命保険会社等へ調査を行います。

預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・高価な貴金属・有価証券等の世帯全体の資産のうち、世帯の自立に効果があると判断されるもの（実際に住んでいる一定額以下の土地家屋等）については、保有が認められます。

ただし、保有が認められないものについては売却して生活費に充てていただきます。

○他の制度の利用

年金事務所等へ調査を行います。年金、手当、雇用保険等、生活保護以外の公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

６５歳以上の高齢者世帯でおおむね評価額５００万円以上の居住用不動産を保有している方は、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」貸付制度をご相談ください。

○資力があるものの、すぐに活用できない場合の取扱い

資力（預貯金・土地家屋・交通事故の補償金・手当や年金の受給権等）があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合は、いったん生活保護を開始します。

ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した保護費（医療費・介護費を含む）をさかのぼって返還していただきます。このとき、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

○能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。お仕事を探すことの支援をしていきます。

病気や障がいにより働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。

○ご親族への照会

親、子ども、兄弟姉妹等のご親族から、仕送りや養育費を受けることができる場合は、生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。

なお、ご親族は可能な範囲で援助を行うものであり、ご親族がいるというだけで、生活保護を利用できないということはありません。

ご親族に対して、援助の可能性について照会を行いますが、ＤＶや虐待等のほか、扶養義務のある方に次のような特別な事情がある場合は照会を見合わせるなどの配慮をしますので、ご相談ください。

➢生活保護受給者、長期入院患者、社会福祉施設入所者

➢未成年者、概ね70歳以上の高齢者

➢主たる生計維持者でない非稼働者（主婦など）

➢10年以上音信不通であるなど交流が断絶している

➢扶養義務者に借金を重ねている

➢相続をめぐり対立している

➢縁が切られているなど著しい関係不良である

○収入の取扱い

給与や、年金・手当等の公的な給付、ご親族からの仕送り等の種類を問わず、あらゆるもの（詳しくは10ページ）を世帯の収入としてみなし、生活費に充てていただきます。これを収入認定といいます。

ただし、必ずしも全額を収入認定するわけではなく、必要経費等について、あなたの手元に一部を残したうえで収入認定するものもあります。

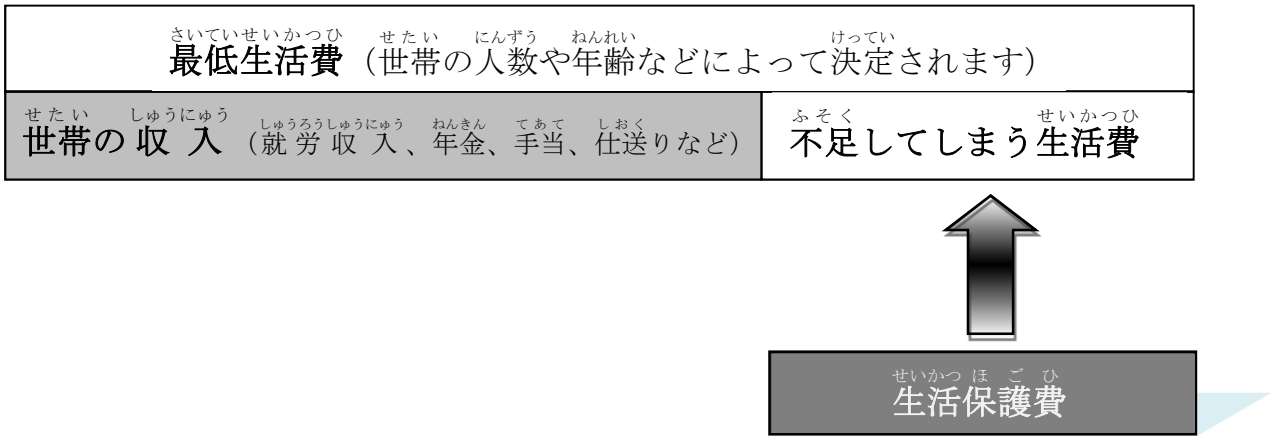
○生活保護のしくみ（利用の可否）

あなたから提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、「世帯の全収入（給与、年金、手当、仕送り等）」を比較して、不足する生活費等を補う制度です。また、原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。

したがって、生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や生活状況に合わせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。

（例）



4　決定（生活保護が決まったら）

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かをお知らせします。原則として、申請があってから 14 日以内（調査に時間を要した場合等には最長で 30日以内）に書面をお送りします。

決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、担当者におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて３か月以内に、滋賀県知事に対して審査を求めることができます。

3 生活保護の利用が開始されたら

1 生活保護の種類

生活保護の扶助は、次の８種類です。世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

生活扶助　衣食、光熱費等の日常生活の費用

特別な需要がある方には、次のような加算があります

児童養育加算（高校生以下の養育者）、母子加算（ひとり親世帯）、

障害者加算（重度の障がい者等）・・・など

住宅扶助　必要な家賃、地代等の住まいの費用（共益費・管理費は除く）

※　家賃等を直接、家主等に支払う方法（代理納付）もあります。

教育扶助　義務教育を受けている児童・生徒に必要な学用品、

給食費等の費用

医療扶助　病院や診療所での受診や薬局での薬の費用

治療材料や施術の費用

介護扶助　介護サービスを利用する費用

住宅改修や福祉用具を購入する費用

※ 医療費・介護費は原則として、病院や介護サービス事業者等に直接

支払いをするので、現金は支給されません。

医療機関への受診等について、詳しくは 11～12 ページへ

出産扶助　出産の費用

生業扶助　就職するために必要となる、技能の習得や資格の取得

をするための費用（介護ヘルパーの資格等）

高等学校等に就学をするための費用

葬祭扶助　葬祭に必要な費用

□ **一時扶助**　一時的に費用が必要となったが、日々のやりくりでは賄えない場合、毎月の保護費に加えて、臨時に支給されることがあります。

事前の申請が原則で、見積書や領収書等の書類が必要となります。

※ おむつ代、アパートや借家の契約更新料、引越に必要な敷金や運送代、家屋の修繕費、通院時の交通費、高校へ通学するための定期代など

就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

進学・就職準備給付金

生活保護利用世帯の子どもが、大学や専門学校等へ進学した場合や就職により保護を必要としなくなった場合に支給されます。

2　生活保護利用中の権利と義務

権利≪保障されていること≫

- 全ての国民は、生活保護の要件に当てはまる限り、無差別平等に保護を受けることができます。
- 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を利用できなくなったりすることはありません。
- 保護費として受け取るお金や物品に、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに担当者におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて３か月以内に、滋賀県知事に対して審査を求めることができます。

義務≪守っていただくこと≫

- 働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従い、治療に専念してください。
- 現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。
- 住宅費や給食費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使ってください。
- ケースワーカーから、生活保護の目的達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

3　届け出と申告（届け出が必要なもの）

保護費を正確に決定するためには、定期的な収入申告や、生活状況に変化がある（あった）場合に、すみやかに届け出をしてもらう必要があります。

あなたやご家族の毎月の収入について　収入申告

➢毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき

※ご家族のうち就労可能な方は、就労収入の有無に関わらず毎月申告が必要です。

➢年金などの公的手当があったとき

➢生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき

➢交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき

➢債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき

➢不動産など資産の売却があったとき

➢相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※　正しく申告すれば、控除や収入認定しない取扱いができるものもあります。

※　偽りの申告をした場合など、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

あなたやご家族の生活状況が変わる（変わった）とき　異動届

➢住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください）

➢家族に変化があったとき

（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）

➢就職や離職をしたとき

➢健康保険の資格を取得や喪失したとき

➢帰省などで家を長期間留守にするとき

➢生命保険などの加入、解約、名義変更したとき

➢家賃・地代が変更されるとき

➢その他生活状況に大きな変化があったとき

あなたやご家族の資産の状況について　資産申告

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも 12 か月に 1 回の申告が必要です。

新たに口座の開設や生命保険に加入したり、資産（預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券等）を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった場合は、すみやかに申告してください。

4　医療機関への受診など（病気やケガをしたとき）

➢受診するときは、生活保護法で指定された医療機関で受診してください。

➢受診するときは「診療依頼書」が必要です。福祉事務所または、市役所山東支所、伊吹窓口センター（愛らんど内）、近江窓口センター（近江図書館内）で傷病届に記入し、診療依頼書をもらってください。

➢国民健康保険以外の健康保険に加入している本人や扶養家族になっている人は、その保険証と診療依頼書を医療機関に提出してください。

➢適切な医療機関で受診してください。病気やケガの状態によっては、通院移送費の支給対象となる場合もあります。原則、同じ病気やケガについては、ひとつの医療機関を受診してください。

➢病状に適した医療をスムーズに受けるためにも、かかりつけ医を自宅に近い病院（生活保護受入可能な医療機関）から選んでおくことが大切です。

➢医療機関の受診時や薬局の利用時は必ずお薬手帳（電子版お薬手帳を含みます。）を持って行ってください。

➢医師または歯科医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用できると判断した場合には、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使うことにご協力ください。

➢医師が、治療の一環として、メガネ、コルセット、歩行補助杖等が必要と判断した場合、耐用年数等の条件を満たせば、給付できます。

➢柔道整復（接骨院・整骨院)、あんま・マッサージ、はり・きゅうについては、給付に条件がありますので、事前に担当者にご相談ください。

（注）生活保護が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療保険者証は使用できませんので、返還してください。

5　介護サービスの利用

介護サービスを利用するときは、まず要介護（支援）認定を受ける等の手続きが必要です。

6　減免制度

生活保護を利用している間は、届け出により、次のものについて、減額や免除を受けることができます。なお、所定の手続きが必要ですので担当者に申し出てください。

➢ＮＨＫ受信料
➢固定資産税
➢市県民税
➢国民年金保険料
➢下水道使用料
➢健診料（胃ガン、大腸ガン、子宮ガン、乳ガン、生活習慣病検診）

7　生活保護利用中の支援

生活保護の利用中は、あなたやご家族の状況や希望に沿った支援の方針を立てたうえで、定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、支援していきます。

生活をするうえで困ったことやわからないことがあるときには、遠慮なく担当者へご相談ください。お仕事のことなど、今後のことを一緒に考えていく専門の職員もいます。

相談の内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

8　その他

➢生活保護を利用する権利を他人に譲り渡すことはできません。

➢生活保護法は、日本国民を対象としています。ただし、在留資格等の要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。

➢暴力団であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合、保護の要件を満たさないため、生活保護の利用は認められません。申告せずに生活保護を利用した場合は、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

9　民生委員の役割

各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗っていただける民生委員がおられます。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生

委員にもぜひご相談ください。

10　生活保護Ｑ＆Ａ

生活保護制度についての質問にお答えします。

【質問】

生活保護を利用したら、生命保険は解約しなければいけませんか？

【回答】

次の要件を満たす場合は解約しなくてもかまいません。ただし、保険金等を受領した時点で所定の額を返還いただく必要があります。

➢危険対策を目的（例 入院給付金など）とするものであり、貯蓄性の低いもの

➢解約返戻金が医療扶助を除く最低生活費の概ね３か月程度以下であること

➢月々の保険料が医療扶助を除く最低生活費の概ね１割程度以下であること

【質問】

生活保護を利用したら、学資保険は解約しなければいけませんか？

【回答】

１世帯当たりの解約返戻金の額が 50万円以下であれば、解約しなくてもかまいません。ただし、保険金等を受領した時点で所定の額を返還いただく必要があります。

【質問】

自動車を持っていても生活保護を利用できますか？

【回答】

自動車は最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であるとともに維持費を継続的に必要とすることから、原則として保有は認められません。

しかし、障がいがある方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に住んでいる方などが通勤、通院等のために利用する場合で、一定の要件を満たす場合に例外的に保有が認められます。

また、保有が認められた自動車の他用途への利用について、日常生活に欠かせない買い物などへの利用が認められています。

メモ